第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18028 - 2106, 2607, 2907

③施設の情報

名称:青葉学園	袁	種別:児童養護施設	
代表者氏名: 釒	。 涂木 昭雄	定員(利用人数):50(50)名	
所在地:福島!	県福島市土船字新林24		
TEL: 024-593-	-1022	ホームページ:	
		https://kosodate-web.com/aobagakuen/	
【施設の概要】			
開設年月日	: 昭和 28 年 4 月 8 日		
経営法人・記	设置主体(法人名等): 社会福	祉法人 青葉学園	
職員数	常勤職員 27名	非常勤職員 11名	
有資格	保育士 16名 心理療法:	士 3名	
職員数	栄養士 1名 看護師 1	名	
	嘱託医 3名		
施設・設備	(居室数)	(設備等)	
の概要	〈本園〉1 人部屋 20、2 人部屋	12, 3	
	人部屋 2、静養室 2、食堂 6、	保健	
	室 1、調理室 1、事務室 3、宿	宮直室	
	4、面接室2、相談室1、講賞	ž 1	
	〈地域小規模〉1 人部屋 4、2 /	し部屋	
	1、食堂 1、リビング 1、		

④理念·基本方針

【基本理念】

社会福祉法人青葉学園は、未来を生きる子どもたちの幸福を願い、人々の福祉が大切にされる社会の実現に向けて歩みます。

【指針】

1. 子ども達と職員との信頼関係を基盤に「愛」に支えられた人間関係や家庭的な環境 の下で子どもが養育されるべきであるとの理念に基づいて、子どもの養育と自立を 支援します。

- 2. 子どもの個性を尊重し、家族と協力しながら子どもの成長を支援し、併せて保護者の養育力向上のための支援を行います。
- 3. 子どもが日々の生活を通して「生きる力」を培えるように支援します。
- 4. 職員は、子どもの成長に必要な「モデル」(手本)であることを自覚し、自己研磨に 努めます。
- 5. 関係機関や地域・ボランティアの皆様と協力し、子どもの自立を支援します。

⑤施設の特徴的な取組

基本理念や指針に基づき、子どもたちの安心・安全を守るため、職員間の連携や情報 共有を密にした養育・支援が行われている。職員は子どもの成長に必要な「モデル(手 本)」となるべく自己研磨に努めるとともに、子どもの気持ちや意見に耳を傾け、互い を尊重する姿勢を示すことで信頼関係づくりに繋げている。

「本物に触れさせたい」との歴代の理事長や施設長の思いが込められた多数の絵画や生け花が施設内に配置され、子どものみならず職員の癒しになっている。さらに、地域とのつながりを重視し、地区民生委員との連絡会を開催したり地域の他法人との連携会議に参加するなど、地域の福祉ニーズの把握とその実現に向け取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 7 月 30 日 (契約日) ~
	平成 31 年 4 月 10 日 (評価結果確定日)
前回の受審時期(評価結果確定年度	平成 28 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【家庭的な環境の下での養育・支援】

「子どもたちの命を守る、心を守る、未来を守る」ことを大切にし、施設長を始め、 全職員が子どもたちの安心・安全を守るために日々の養育・支援に取り組んでいる。施 設内には多くの絵画や生け花が配置され、清掃も細部にわたり行き届いている。家庭的 で快適な生活空間の中、プライバシーが確保され、一人ひとりの個性と人権が尊重され た養育・支援が行われており、ハード面でもソフト面でも子どもたちが安心・安全を感 じられるように配慮している。

【職員間のコミュニケーション】

小舎制により、職員の勤務体制もホーム毎に少人数化されているが、職員間で常日頃から相談し、話し合える体制が整えられており、ホーム担当職員、ホーム長、ユニットリーダー、支援統括主任、施設長といった縦の連携とともに、心理職員や看護職等の専門職との横の連携も密に行われている。情報を共有し、何か起きた時には施設長を中心に迅速に対応することで、子どもたちの安心・安全を守ることが出来ている。

◇改善を求められる点

【福祉人材の育成】

小舎制に移行したことで職員の勤務体制が複雑に細分化されているため、勤務体制や職員配置を再考し、休憩時間の取り方を工夫するなど職員の負担感を軽減することで職員の定着に繋げていくことが望まれる。

また、職員が問題意識や使命感を持って業務に取り組むことで人材の育成や定着に繋がるよう、事業計画や中・長期計画の作成には幹部職員だけでなく全職員が参画できる仕組みづくりを行うことが必要である。

【PDCA サイクルの確立】

事業を実施するなかで、P(計画)、D(実行)までは意識して行われているが、C(評価)、A(見直し)のサイクルが意識されていない。すでに養育・支援場面においても各事業実施においても随時振り返りや評価が行われ、次の行動や計画につなげていることから、何のために評価するのか、目的や目標は何かなどを意識して行うことが望ましい。職員が自分達の仕事を改めて確認することは達成感ややりがいを感じることにも繋がるため、評価や見直しを具体的に視覚化(記録化)することが求められる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

青葉学園の創設時からの理念である「児童は家庭的に養育されるべき」に基づいた 種々の取り組みについて、高い評価をいただき、職員一同、その重要さについて再認識 するとともに、その養育への思いを強くし、深く感謝しております。

今後につきましても、子どもの最善の利益の尊重を目指して、今回改善を求められた 2つの改善点や各項目のコメントにある指摘事項や子どものアンケートを受けた課題 等に組織を挙げて向き合い、福祉サービスの更なる向上に努めていく所存であります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果 (児童養護施設)

※すべての評価細目(45 項目)について、判断基準(a・b・cの3 段階)に基づいた評価結果を表示する。

※判断基準 (a、b、c 評価) の定義

「a 評価」: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」: a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、a に向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」: b 以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準(45項目)

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I - 1 - (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	а • (b) • с

〈コメント〉

法人の基本理念、指針は明文化されており、「養育支援計画」やパンフレット、ホームページ等に記載されている。職員へは、職員会議等で周知を図っている。

しかし、子どもや保護者等に対しては、入所時に「入所のしおり」を説明するのみになっており、わかりやすい資料の作成や説明の工夫が望まれる。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-	-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
2	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分	0.0
	析されている。	а• (б) • с

〈コメント〉

全国児童養護施設協議会の会議や、社会福祉法人全国経営者協議会の会議等で福祉の動向 についての情報を収集し、常務理事や園長より職員会議等で職員へ周知され、共通理解を図 っている。

業務分析については、月1回の会計事務所による巡回監査を受けて分析等を行っているが、 今後は、施設経営上のコストの分析等について、さらなる検討を進めることが望まれる。 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

(a) · b · c

〈コメント〉

経営課題については、法人役員や外部委員が参加している「施設経営連絡会議」や「中長期計画検討委員会」で協議され、その結果は、職員会議において職員に周知されている。法人の今後の方向性や人材育成など課題解決に向けた取り組みを協議し、強化している。明らかになった課題については、研修会の実施やあらたな事業の検討などが行われている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I - 3	-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて	a · b · c
	いる。	

〈コメント〉

中・長期計画については、平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」の公表や、昨今の社会福祉法人のあり方が検討される動向をうけて、地域福祉ニーズに対応する地域貢献活動も視野に入れて見直している。

中・長期計画の具体的実現に向けた職員体制やそれに伴う必要な人件費について把握し、計画を作成している。

I - 3 - (1) - ② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a • (b) • c

〈コメント〉

中・長期計画の内容が単年度の事業計画に反映されており、平成30年4月には地域小規模 児童養護施設「あおばの家」を開設した。

さらに実施状況の評価を行えるよう、事業計画に実施回数や対象人数等の数値目標や具体 的な成果等を設定することが望まれる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

□ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a • b • ©

〈コメント〉

事業計画の策定については、施設長と役員が行い理事会に諮っており、職員には年度当初の職員会議等で周知している。

今後、職員の育成を促し、職員の意志を反映させるためにも、事業計画の策定に職員が参 画する仕組みづくりを行い、評価・見直しを組織的に行うことが必要である。

I-3-(2)-②事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

事業計画はホームページに掲載している。また、子どもたちの生活に関わる事業計画については、年度初めなどに口頭で説明をしている。保護者には「あおば通信」を送付し、行事の周知を行っている。

今後は、子どもや保護者等の参加を促すように、内容を分かりやすく説明した資料の作成 や、「あおば通信」に行事だけでなく園全体の動向を掲載するなどの工夫が望まれる。

Ⅰ-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I - 4	-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
8	Ⅰ-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行わ	a • (b) • c
	れ、機能している。	

〈コメント〉

年に1回、評価基準に基づいて全職員が参加し自己評価を行っている。毎朝の打ち合わせ、 主任・ユニットリーダー会議、ケース検討会等、様々な機会においてよりよい養育・支援に 向けて協議し、子どもへの対応や養育支援計画に反映している。

今後は、PDCA サイクルに基づき、自己評価や協議結果を活かす取り組みをしてほしい。

I - 4 - (1) - ② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を 明確にし、計画的な改善策を実施している。

a • (b) • c

〈コメント〉

業務改善に向けて、ホーム会議、主任・ユニットリーダー会議、職員会議等で、課題を明確にして解決に向けて取り組んでいる。

評価(Check)や見直し(Action)については、職員間で課題の共有化が図られているが、確実に見直した内容が改善に繋がるようにするためにも、そのプロセスを記録に残すことが望ましい。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
I − 1 − (1) − ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理 解を図っている。	ⓐ · b · c	
〈コメント〉		
施設長は、養育支援計画書の中などで、法人の基本理念に基づいた養育・支援の基本方針		
を表明している。月1回の職員会議や職員との個別面談を通して、自らの役割	と責任を自覚	
し、職員に周知し理解を得るなどして、施設の経営管理に積極的に取り組んで	いる。	
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行(a)・b・c		
っている。		
〈コメント〉		

施設長は、様々な研修会に参加し、遵守すべき法令等について広く学び、会議等で児童福祉の動向や施設運営等について、職員に対して分かりやすく周知している。また、法令違反等の事案の報道があった場合、内容等を職員に伝えて、注意喚起を促している。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

施設長は研修や勉強会へ参加し、その都度、養育・支援の質の向上に関連する内容について職員に周知するとともに、質の高い養育・支援の実現を図る努力をしている。

PDCAのC(評価)への取り組みを意識的に行うことでA(見直し)へと繋がることが期待されるため、更に積極的に、養育・支援の質の向上に向けた取り組みに指導力を発揮してほしい。

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を 発揮している。

a • (b) • c

〈コメント〉

施設の経営改善に向けて、中長期計画検討委員会、施設経営連絡会議、事務定例会、主任・ユニットリーダー会議、ホーム長合同会議など各種会議を定期的に開催しているが、職員全員に各種会議の内容について周知を図られたい。

また、働きやすい環境作りのため、休暇日数等の改善を行っているが、更に働きやすい環 境作りに指導力を発揮してほしい。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
	-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画	
	が確立し、取組が実施されている。	а • (b) • с

〈コメント〉

合同就職説明会へ参加したり、法人として、「職員資質向上助成事業」を立ち上げ、職員が 社会福祉関係の資格取得等に取り組めるようにすることで、職員の確保・定着を図っている。 人材確保や育成に関する方針を示しているが、職員本人がキャリアパスを描いて定着でき るよう、環境整備に努めていただきたい。

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。
a・ ⑥・c

〈コメント〉

年2回、定期的に行っている職員との個別面談を通して、一人ひとりの意向や意見を把握 し、職員の待遇改善に努力している。

今後は、職制に関する明確な人事基準を持ち、職員の専門性や職務遂行能力、また職務に 関する成果や貢献度等を的確に評価し、職員が施設における自分の役割を明確に感じられる よう取り組むことが望まれる。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

| II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a • (b) • c

有給休暇を年 10 日から 20 日に規程改正し、職員が休暇を取得しやすくなるようにした。また、インフルエンザ接種料の全額補助や職員交流会経費を補助するなど、福利厚生の充実を図っている。

入所施設のため不規則な勤務時間はやむを得ないが、休憩時間はきちんと休めるよう環境を整備するなど、ワークライフバランスに配慮した取り組みに力を注いでいくことが望まれる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

職種毎に研修計画が立てられており、職員の専門性向上のため、積極的に研修会等へ参加させている。施設長と職員の面談を通じて、参加希望研修等の意向を把握している。

職員の経験や研修等の受講歴を踏まえて研修に参加させるなど、職員の人材育成につながるよう、職員一人ひとりの目標を明確に設定し、進捗状況や目標達成度について記録化することが必要である。

□ 18 □ -2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
□ 18 □ -2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定される。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

「職員研修の方針について」により、職場内研修と職場外研修の内容が示され、職場外研修については年間の研修計画が策定されている。

今後は、中・長期計画や「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ、定期的に職員の教育・研修計画の評価と見直しを行い、さらに充実させることが期待される。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

職場全体の職員研修計画により、職員全員に教育・研修等の機会を確保している。2~3 ホーム毎にユニット・リーダーを配置し、各ホーム長・ホーム職員がいつでも相談できるようにするとともに、支援総括指導員が職員の考え方や意見を把握して園長に伝達するなど、スーパービジョン体制に努めている。

今後は、職員一人ひとりの経験や習熟度に配慮した組織的な OJT の充実を望む。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

a • **(b)** • c

実習生受け入れ方針が策定されており、保育士の養成校と連携しながら、実習生が計画的 に実習できるようにしている。

将来の児童福祉の従事者を目指す人材の育成につながるよう、全職員が実習に関する共通認識を持ち、実習生に対応されたい。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3	-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	а • 📵 • с

〈コメント〉

広報誌「あおば」を年2回発行し、地域の民生児童委員や物品等を寄せていただいた方々 へお送りしている。

ホームページに理念や基本方針、決算書等は掲載されているが、定款や現況報告書は WAM NET の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」でのみ公表しているため、ホームページへの掲載が望ましい。

 22
 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組 が行われている。
 ②・b・c

〈コメント〉

毎月1回、公認会計士による外部監査を行っている。指摘事項や助言に基づいて、経営改善を実施するなど、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の取り組みを行っている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-	-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	а • 📵 • с

〈コメント〉

子ども育成会や地元神社のお祭り、地域の高齢者との花植えプランターづくり等に参加したり、地域の方の協力を得たもちつき大会を開催するなどして、地域交流に努めている。

現在、様々な理由から学校の友人等が施設へ遊びに来ることは認めていないが、今後、ルールや決まりを子どもたちと話し合いながら決めることで、施設へ遊びに来やすい環境作りを行うことが望ましい。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に a・ b・c

〈コメント〉

ボランティアの受け入れ方針を策定し、学習や生活に関わる様々なボランティアを継続的 に受け入れている。

継続的なボランティアが多いため、ボランティアに対する必要な研修の実施が不十分なので、定期的な研修、支援が望まれる。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

子どもの発達段階に応じて必要になってくる社会資源を把握し、職員間で情報の共有が行

われ、関係機関・団体との連携も図られている。

子どものアフターケア等に関係機関・団体が連携して取り組めるよう活動内容の検討が行われている「福島地域福祉ネットワーク会議」が新設され、施設がメンバーとして参画しているが、今後その取り組みが期待される。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

地区民生委員との連絡会議を開催し、児童にかかる福祉ニーズについて情報を交換している。その中で、学童クラブのニーズがあげられ、調査等のための準備委員会が立ち上げられるようになった。

今後更に、民生委員との連絡会議や市委託のショートステイ事業などを通じて、地域福祉 ニーズの把握に努めることが望まれる。

| 27 | II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が 行われている。

a • (b) • c

〈コメント〉

AED 講習会を地域住民と共に実施し、緊急の時には地域の方にも利用していただけることをお伝えしている。

今後、行政や関係機関と連携を図り、学童クラブの実現など、地域の福祉ニーズに基づく 公益的な事業への取り組みが期待される。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果	
Ⅲ −1-	-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解	(a) · b · c	
	をもつための取組を行っている。	@ · b · c	
〈コメ	〈コメント〉		
法人の基本理念や指針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示されており、			
職員会	:議等で職員に周知している。また、「人権擁護のチェックリスト」を全職	銭員が年に2回	
実施し	.、職員の人権意識の高揚に努めている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行	(A) - h - a	
	われている。	(a) · b · c	

〈コメント〉

各種規程やマニュアルの中に、子どものプライバシー保護についての基本姿勢が示されている。生活場面ごとに配慮すべき点についても明示され、また、プライバシーが守られるよう子どもの居室配置にも工夫をしている。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

a • (b) • c

〈コメント〉

子どもや保護者等に対して、パンフレットや「入所のしおり」を活用して、施設での生活 について説明している。

保護者への情報提供については、主に児童相談所と協議して行われているが、ホームページや保護者向けの「あおば通信」を用いて基本理念や事業計画を分かりやすく説明するなど、 内容の充実を図ってほしい。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等に わかりやすく説明している。

a · (b) · c

〈コメント〉

施設に入所する際、「入所のしおり」等で分かりやすく説明し、本人の意向を確認しているが、施設における養育・支援の説明と同意については児童相談所が主導的に行っていることが多く、保護者への説明は難しい状況である。

養育・支援の内容について「あおば通信」に分かりやすく記載するなど、保護者等への配 慮に更なる工夫が必要である。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a • (b) • c

〈コメント〉

県の「子ども見守り事業」を受け、退所する子どもや退所した子どもへの支援を、これまで以上に手厚くすることが出来るようになった。

措置変更や家庭への移行については、児童相談所が主導で行っており、施設独自の引き継ぎ文書等は少ない。

退所する際に、子どもや保護者には相談方法や連絡先を口頭で伝えているが、複数の手段で確実に伝えるため、文書で渡すことも必要である。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取 組を行っている。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

毎月1回ホーム会議を行い、日常生活の様々なことを子どもたちと職員が話し合い、共に相談しながら対応している。たんぽぽ会(小学生)や中・高生会も毎月開催し、子どもたちの思いを受け止め、問題があれば職員間で協議し、子どもの満足の向上につながるように努めている。ゲーム機の使用方法、アルバイト、携帯電話の所持など、約束事や心構えについても子どもたちとよく話し合い、納得いくよう取り組みをしている。

話し合いの場では出にくい意見や思いもあるため、子どもたちの満足に関する調査を定期的に行うことが望まれる。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

| 34 | Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a • (b) • c

「困りごと相談」や「性や暴力等への困りごと相談」に関するお知らせを各ホームのリビング等に掲示し、また投書箱を設置するなど、困りごと解決規則に基づく体制が整備されている。

しかし、苦情として受け付けた件数は少ないため、アンケートを定期的に実施するなど、 より苦情や意見を申し出やすい仕組みづくりが必要である。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ど も等に周知している。

a · (b) · c

〈コメント〉

「困りごと相談」などの掲示物による周知や投書箱の設置だけでなく、日頃から子どもた ちに話をしやすい職員へいつでも相談できることを伝えている。

今後は、創立記念日やクリスマス会などのイベントに第三者委員が出席した際、子どもたちに紹介して顔を覚えてもらうなど、職員だけではなく複数の相談相手を選べることも含めて周知方法の工夫が求められる。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に 対応している。

a • (b) • c

〈コメント〉

子どもからの意見や要望は、困りごと解決規則に基づき、様々な会議等で検討され、組織的に対応していることが各会議録等から確認できた。

今後は、ホームや職員により対応に差が生じないようにするための仕組みや、マニュアル の定期的な見直しについて検討いただきたい。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマ ネジメント体制が構築されている。

a · (b) · c

〈コメント〉

リスクマネジメントに特化した委員会等の設置はないものの、様々な事故等を想定したマニュアルが整備され、職員会議などの機会を捉えて職員に周知している。

ホーム日誌にヒヤリハットを記入する項目があるが十分に活用されていないため、意識的に事例を収集し、要因分析や改善策・再発防止策を検討し、実施状況や実行性について定期的に評価・見直しを行う体制を整備することが必要である。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保の ための体制を整備し、取組を行っている。

(a) · b · c

〈コメント〉

感染症予防マニュアルが整備され、これに基づいた対応を行うよう職員に対し周知徹底がなされ、また看護師等による勉強会が毎年実施されている。居室の個室化が進んだため、感染症が発生した場合に適切な対応を取り易くなっている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

風水害及び地震対策マニュアルの他に吾妻山火山噴火対策マニュアルもあり、様々な災害 を想定したマニュアルが整備され災害に応じた体制が明記されている。また、備蓄リストは 事務室に掲示され、職員間で共有している。

今後は、「事業継続計画」(BCP)を定め、役職員で共有しながら必要な対策を講じておくことを求めたい。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2 -	-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養	.
	育・支援が実施されている。	а • (b) • с

〈コメント〉

養育支援の標準的な実施方法は、「養育支援計画」に生活場面毎、また分野毎に方針が明記され、職員が常に確認できるようになっている。養育支援計画の中には子どもの権利擁護、 プライバシー保護の姿勢が明示されている。

職員会議やケース検討会などで養育・支援に関する対応を振り返る機会は多いが、養育支援計画に基づいた支援が行われているか意識的に確認することが求められる。

(a) · b · c

〈コメント〉

「養育支援計画」にある生活場面や分野毎の各方針は、毎年必要に応じて見直しが行われている。常日頃の振り返りやホーム会や中高生会などで話し合われたことを反映し、担当職員が作成後、支援総括主任がまとめている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。

а **· ()** · с

〈コメント〉

アセスメントシートにより、子どもの現況や能力を整理した上で自立支援計画書を作成している。作成は担当職員が行った後、ホーム長、ユニットリーダー、主任総括支援と段階的に内容の確認が行われている。

自立支援計画策定のフロー図にアセスメント実施について明記すること、またアセスメントの際には、子どもの長所や強みを伸ばすことを意識して記入することが必要である。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 a・b・c

〈コメント〉

「児童自立支援計画の策定」に基づき、毎年10月、2月に評価を行った上で、年度初めに計画作成を行っている。また、子どもの生活状況や家族環境が大きく変化したときには、必要に応じて新たな計画作成を行っている。

見直しにあたっては養育・支援の質の向上につながるよう、さらにPDCAを意識した評価や目標設定が望まれる。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

| Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。

(a) · b · c

〈コメント〉

本部の建物、各グループの建物内にイントラネットが整備され、日々のケース記録はシステム化によりパソコンで閲覧、記録できるようになっている。ホームごとの生活状況の記録、各会議の記録、ケース検討会記録なども整備されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

(a) · b · c

〈コメント〉

ネットワーク化された個別ケース記録は、職員の ID・パスワードにより閲覧制限が設けられ、セキュリティに配慮されている。また、記録のうち、秘匿性の高いものは、本部において書面で確認するなど、情報管理を徹底している。

内容評価基準(25項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

	第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護	
A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a · c
〈コメント〉	
年に2回「人権擁護のためのチェックリスト」により全職員が振り返りを行うことで、権	
利擁護に対する意識を保持し、周知徹底するよう努めている。また、養育支援計画書や施設	
の基本方針に権利擁護について明記され、職員会議等において常に注意を促している。	

A-1-(2)権利について理解を促す取組

A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解 を促す取組を実施している。

a • (b) • c

〈コメント〉

権利ノートは、児童相談所から説明が行われている。日々の養育の中で自他を尊重することを伝えるように心がけており、権利擁護に関するポスターを掲示し、ホーム毎に職員が子どもたちに説明する機会も設けている。

不適切な養育を受けた子どもの中には自他の権利を正しく理解することが難しい子どももいるため、職員と子どもが正しい権利について共に学ぶ機会を定期的に実施することが必要である。

A-1-(3)生い立ちを振り返る取組

A③ A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

a • (b) • c

学校の授業の一環で生い立ちを振り返る機会がある時は、児童相談所を通じて入所前の情報や写真等をもらうことがある。子どもの気持ちを尊重しつつ、児童相談所と連携しながら成長段階に合わせて生い立ちや家族状況を伝えるようにしており、一人ひとり作成されているアルバムの写真整理を一緒に行いながら伝えるなどの工夫をしている。

過酷な過去があるケースも少なくないため、伝える際の配慮やその後のフォローについて、 更に職員間で協議していくことが望まれる。

A-1-(4)被措置児童等虐待の防止等

A ④ A − 1 − (4) − ① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

毎日の打ち合わせや職員会議等の中で、子どもへのかかわりについて話し合いが行われている。

子どもにも不適切な関わりとは何かを説明し、資料を各ホームに掲示しているが、十分に 理解されているとは言えず、定期的に周知する必要がある。また、職員間で対応に差が出な いよう具体例を示して周知徹底することが必要である。

A-1-(5)子どもの意向や主体性への配慮

A⑤ A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

a • (b) • c

〈コメント〉

ホーム単位で生活しているため、日常の生活の中で子どもの声に耳を傾ける機会が増えた。 中高生の会、小学生の会、ホーム会があり、子どもたちと生活上のルールや課題を話し合う 機会を設けている。その中で、携帯電話使用のルールなど新しいことも話し合って決めてき た。

金銭管理については、中学生以上は小遣い帳を付けて使い方を自己管理できるよう支援しているが、高校生以上に対しては、自立に向けてより高度な金銭管理のプログラムが必要と思われる。

A-1-(6)支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、 不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a • (b) • c

〈コメント〉

入所直後は特に子どもの不安を和らげるため、職員が注意深く見守り声をかけて、愛着関係を作り直すことを心がけている。また、基本となる衣食住がきちんと与えられることで安心感を持ってもらえるよう、身にあった衣服を準備している。

入所の際は「入所のしおり」を用いて施設での生活を説明しているが、主にルールや約束 事が書かれているため、施設が子どもの安心安全を大事にしていることが伝わる内容も記載 するとよい。

A⑦ | A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができる ようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

 $(a) \cdot b \cdot c$

自立に向けたリービングケアを児童相談所等の関係機関と連携して行っている。担当職員 が、退所した児童からの相談に応じ、必要があれば出向いたり、施設に迎え入れたりするな ど、アフターケアにも対応している。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A® A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっ かり受け止めている。

(a) · b · c

〈コメント〉

日常の養育場面において、子どもたちの思いをしっかり受け止めることができるよう、毎日の打ち合わせ、ケース検討会等を通じて職員間で情報を共有している。子どもの感情や言動に対する理解を深めることができるよう、外部研修への参加や伝達研修を通じて、職員の資質向上にも努めている。

A9 A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

(a) · b · c

〈コメント〉

ホーム会や中高生会等により、子どもたちと一緒に生活上のルールを考えている。日々の養育の中で、子どもたちの声に耳を傾けるようにしており、特に帰宅から就寝までの時間は子どもの話を聞いたり様子を観察できる時間帯になっている。子どもたちには、何かあったときには話をしやすい職員に誰でもいいので話すように伝えている。忙しい時に子どもから対応を求められ、その場で対応できない時には、必ず後で対応することを伝え、子どもの不安・不満を取り除くようにしている。

A⑩ A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子 どもが自ら判断し行動することを保障している。

(a) · b · c

〈コメント〉

子どもの様子を見守り、出来たことに対しては称賛や感謝をし、成功体験を積み上げて自信が持てるようにしている。学習面では出来たことを表やグラフにして視覚化することで、より達成感を感じられるようにしている。また、出来ないことに対しては励まし、助言をするなどして自ら問題に取り組めるよう支援している。失敗による自信喪失をなるべく減らすため、学校の事前準備や夜尿対策など予防にも配慮している。

(a) · b · c

〈コメント〉

園内遊具の他、地域の体育館などの利用を希望に応じて行っている。ゲーム機器の使用は、 学業や生活に影響が出ないよう子どもと約束を交わしたうえで認めている。学習ボランティ アや学生ボランティア、家庭教師や塾など、子どもの学習意欲や学力に応じた学びの場を確 保している。

A① A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立する とともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう 養育・支援している。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

日々の養育の中で、衛生や食習慣等が身に着くように支援している。また、言葉で説明しただけでは理解しにくい子どもも多いため、ポスターを掲示したり、役割表にマグネットを付けるなど、視覚化することで伝わるように工夫している。創立祭やクリスマスなどの行事の際に地域の方々を招いたり、地域のスポーツクラブや子ども会に参加している。

携帯電話や SNS の適切な使い方については、学校側の指導もあるが、ますます多様化していく中、職員にも知識が求められる。

A-2-(2) 食生活

A③ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。

(a) · b · c

〈コメント〉

嗜好調査を年に2回、希望献立を2か月に1回実施している。食器は個人毎に好みに合わせて準備され、また共用の大皿等も陶器や木皿など温かみのあるものが使われている。各ホームに冷蔵庫、電子レンジが設置されているため、食事の時間がずれた場合も適温の料理を用意できる。基本的な調味料も各ホームにあるため、好みに合わせて調味することもできる。希望がある時はホットケーキ等簡単なおやつを子どもたちと作ることができるようになっている。

A-2-(3) 衣生活

A(4) | A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

(a) · b · c

〈コメント〉

衣類が清潔に保たれているか、破損等がないか、職員が注意して見ており、中学生以上は 洗濯やアイロンがけを自分で行えるよう支援している。施設が郊外にあるため、小学生は施 設が購入した衣類の中から自分の好きなものを選び、中学生は職員と店舗へ出かけて購入、 高校生は自分で出かけて購入と、成長に合わせて購入方法を変えている。衣類に関する基本 的な方針があり、TPOに合わせた服装ができるよう配慮されている。

A-2-(4) 住生活

A(15) | A-2-(4)-(1) | 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

(a) · b · c

〈コメント〉

施設内のあちらこちらに生け花や絵画が飾られ、温かい雰囲気を醸し出している。子どもたちの居室は個室が基本となっており、職員が支援しながら自分で清掃するようになっている。ホーム内の共有スペースは毎朝職員が清掃し、夕方には子どもが担当場所を清掃するなど、清潔が保たれている。破損箇所があった場合は迅速に修繕を行い、安全・安心が感じられるようにしている。園の敷地周辺も定期的に清掃され、子どもたちがボランティアと花を植えている。

A-2-(5) 健康と安全

A(b) A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心 身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

 $(a) \cdot b \cdot c$

定期的に受診を必要とする子どもが多く、看護師や職員間で連携をとり適切に対応できるよう「お薬マニュアル」を作成し、園内研修を行っている。家庭常備薬以外の薬は本館の保健室に管理され、職員が取りに来て子どもが服薬するまで目視確認している。子どもの予防接種歴や成長の記録は個人毎に管理され、退所の際に渡せるようになっている。

A-2-(6) 性に関する教育

A① A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重 する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けてい る。

a · (b) · c

〈コメント〉

異性を尊重し思いやりの心が持てるよう「『生と性』に関する支援方針」を定め、子どもが正しい知識が得られるよう支援している。日常的な疑問や不安には職員間や看護師が連携し対応し、また子どもの成長に合わせて、初潮や精通等に関する資料を渡してきちんと説明している。

性教育に関する外部研修会に職員が参加し適切な支援ができるよう心掛けているが、職員 や子どもたちが学習する機会を毎年設けることが望ましい。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A(B) A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

 $(a) \cdot b \cdot c$

〈コメント〉

不適応行動が起きたときには、まずは行動の理由を聞き、頭から否定しないように心がけている。一緒にその行動に至った理由を考え、どうすれば解決するのか共に考える。問題が深刻な時には、園長を中心に関係職員が集まり対応を協議し、必要に応じて児童相談所、学校、警察と連携を図るようにしている。暴力等があった場合は、対応した職員や周りの子どもへのアフターケアにも配慮している。

A ⑨ A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a · (b) · c

〈コメント〉

子どもの安心安全を最優先と心がけ、子ども同士の力関係が悪影響を及ぼす時には居室やホームの変更を行うこともある。暴力はいけないという基本的なことを理解できない子どももいるため、権利擁護に関するポスターを掲示し子どもたちにわかりやすく説明している。子どもの障がい等の特性が原因でいじめや差別が起きないよう、他の子どもにも配慮が必要な点について伝えている。

CAPによる勉強会を隔年で開催しているが、職員も子どもも常に意識して行動できるよう、 毎年実施するとなお良い。

A-2-(8) 心理的ケア

A20 A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を 行っている。

(a) · b · c

〈コメント〉

常勤心理職員1名、非常勤心理職員2名が配置され、心理的なケアが必要な子どもに対し、 計画に基づき専用スペースにおいて心理療法が行われている。心理定例会が定期的に開催さ れ、子どもの情報について職員間で共有が図られている。また、全職員を対象とした心理的 ケアに関する園内研修会を開催し、心理的支援への理解を深めている。

A-2-(10) 学習·進学支援、進路支援等

(a) · b · c

〈コメント〉

個室の学習机以外に、施設内に学習室が設けられ、小学生は帰園してすぐに学習指導員の もと勉強する環境が整えられ、学習習慣が身に着くようにしている。子どもの学年や学力、 希望に応じて、学習室の利用、学習ボランティア、家庭教師、塾の利用が可能であり、学力 向上を支援している。学校とは随時連絡を取り合うほか、小中学校とは定期的に懇談会を実 施し、必要な情報の共有に努めている。

A ② A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができる よう支援している。

(a) · b · c

〈コメント〉

中学生以上には将来の進路を考えられるよう随時情報提供しており、また外部の模擬テストを受験して進路選択に活用している。中学校や高校の進路指導の時期に合わせて子どもと話し合う機会を設け、保護者や児童相談所、学校と連携を図り進路選択を支援している。進学にあたっては、各種奨学金の利用の他、施設独自の奨学金も準備し自立を支援している。高校中退や不登校となった子どもがいた場合、本人と十分に話し合い、就労支援や施設入所延長を行うようにしている。

A ② A - 2 - (9) - ③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、 社会経験の拡大に取り組んでいる。

a • (b) • c

〈コメント〉

社会性を身につけ社会経験を広げることにつながるため、高校の規則や施設のルールに則った上でアルバイトを奨励している。希望により、小学生から漢字検定、数学検定、英語検定を受けることができ、高校生には様々な資格取得の費用を支援している。

特別支援学校の生徒については学校と連携し、実習を通した自立を支援しているが、実習 先や協力事業主の開拓までには至っていない。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A② | A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a • (b) • c

〈コメント〉

家庭支援専門相談員が中心となり、子どもの安心安全を最優先に心がけ、児童相談所と連携して家族関係調整や相談に取り組んでいる。外出や一時帰宅の前には保護者に一緒に過ごす上での留意点を伝え、帰園後はホーム担当職員と連携して子どもの様子を見守るようにしている。

なお、家庭支援専門相談員が兼務となっているが、複雑・多様化している家族の相談支援 に十分対応するためには、専任化が望ましい。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A⑤ A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極 的に取り組んでいる。

a • **(b)** • c

〈コメント〉

児童相談所と相談しながら、面会、外出、一時帰宅を進めており、また件数は少ないながら家族療法事業として施設内で宿泊を伴う親子生活訓練も行っている。

家族関係の再構築支援は、現在児童相談所が主体となって実施しているが、子どもの一番 身近にいる支援者として、今後は家庭支援専門相談員を中心に施設でも積極的に取り組まれ るよう期待したい。